

諮問事項の詳細（提案があった議会改革に関する検討事項）

提案者	No.	案件名
議長	1	議員定数について
	2	会派制のあり方について
	3	小田原市議会災害対策対応規程の見直し
公明党	4	災害発生時議員行動マニュアルの作成
	5	市議会ホームページの充実
誠和	6	修正案（議案）に対する質疑について
誠新	7	常任委員会における効率的な質疑について
	8	予算特別委員会における資料請求について
志民の会・ミモザ りっけん	9	議会基本条例の検証と運用の改善
	10	会派の構成要件の見直し
	11	「休日・夜間議会」開催の検討
	12	行政視察の在り方を見直し
	13	議会役員を選出方法の見直し
維新の会・次世代 おだわら	14	政務活動費の見直し（タブレット導入による政務活動費の見直し）
	15	委員外議員の発言について
	16	無会派議員の予算、決算特別委員会への参加について
	17	議員に対する議員の質疑について

提案元	No.	案件名
岩田泰明（無会派） 議員	18	視察費・政務活動費・歳費などの廃止・削減を優先させた定数議論
	19	会派制の廃止まで含んだ会派要件緩和（一人会派を認める）
議会局	20	予算特別委員会の効率的な運営（説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見のあり方）
	21	デジタル化の推進（一般質問通告・議会手続・傍聴資料）
	22	一般質問通告の見直し（提出時間・質問順の決定方法）
	23	討論の見直し（通告制）
	24	会議録の暫定版発行

案件 1

提案者	議長
案件名	議員定数について
提案理由	今期の議員任期も残り1年半余りとなったことから、来期に向け、議員定数について検討する。
概要説明	議員定数についてを検討する。

案件 2

提案者	議長
案件名	会派制のあり方について
提案理由	<p>小田原市議会基本条例第6条第2項及び第3項には、会派は「主として政策を同じくする議員で構成する」「議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする」とあり、3人以上で会派を結成することができる。</p> <p>その条文の内容について認識を共有し、必要であれば会派人数について検討する。</p>
概要説明	<p>小田原市議会基本条例を踏まえ、議員定数による会派の構成要件について検討する。</p>

案件 3

提案者	議長
案件名	小田原市議会災害対策対応規程の見直し
提案理由	災害時の議員の役割について、議員の安全を確保するため、参集方法（正副議長及び議会運営正副委員長）や議員の対応及び職務などについて、小田原市議会災害対策対応規程の見直しを行う。
概要説明	小田原市議会災害対策対応規程において、正副議長及び議会運営正副委員長が災害対策本部設置の連絡を受けた後「直ちに」市役所本庁舎に参集することなどについて、見直しを行う。

案件 4

提 案 者	公明党
案 件 名	災害発生時議員行動マニュアルの作成
提案理由	震度 5 強以上の地震や大規模な風水害等、市が災害対策本部を設置する規模の災害が発生した際、市議会として「議会災害対策会議」を設置し、「市災害対策本部」と連携すること、各議員の行動などをルール化・フロー化した「小田原市議会災害対応マニュアル」の策定を提案する。
概要説明	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における議会の機能維持と、議員・議会局の役割を明確にするためのものである。 ・災害発生直後の初動対応、応急対応、復旧対応に加え、新型コロナウイルスやJアラート発令時などの対応も盛り込むべきと考える。 ・災害時の議員の役割として、自身の安否や連絡先等を議会災害対策会議に連絡すること、また、議員は地域活動に従事し、被災情報や必要な支援策等を議会災害対策会議に報告すること等、行動規範を整理する。 ・記載にあたっては行動フローなどを含め、5W1Hの観点「いつ(When)」「どこで(Where)」「誰が(Who)」「何を(What)」「なぜ(Why)」「どのように(How)」の要素を含むこととする。これらの要素を意識することで、情報伝達の漏れを防ぎ、誤解を減らすことに繋がる。

案件 5

提 案 者	公明党
案 件 名	市議会ホームページの充実
提案理由	本市の市議会ホームページは出来るだけのリアルタイム性を確保し、必要情報を掲載しているが、「見やすい」「使いやすい」「探しやすい」の観点で見ると改善点が多いと感じる。
概要説明	<ul style="list-style-type: none"> ・「新着情報」「本会議」「委員会」「広報広聴・情報公開」「請願・陳情・傍聴」「スケジュール」「議会の仕組み」のカテゴリーで掲載をしており、必要情報が整理・掲載されているが、表や文書での掲載がほとんどである。 ・整理されており、使い勝手に慣れている方には良いレイアウトなのかもしれないが、「モバイルファースト」「AIと機械学習の活用」「アクセシビリティ」など、ホームページ作成要素の観点からの再考をするべきかと考える。 ・ホームページは、障がいの有無に関係なくすべての人々にとってアクセスしやすいものであるべきと思い、例えば、障がいのある方にも快適にホームページを見ていただけるように <ul style="list-style-type: none"> ・テキストを音声で読み上げるスクリーンリーダーの対応 ・色覚多様性を考慮したデザイン など、利便性の向上を図るべきかと考える。

案件 6

提案者	誠和
案件名	修正案（議案）に対する質疑について
提案理由	1 回数制限すべき 2 完全な通告制とすべき
概要説明	現行のアドレス状態かつ通告が努力義務のような形では、議員間の足の引張り合いになりかねないという懸念がある。 明確な質疑内容を示してもらえば、明確な答弁が返ってくると思われる。

案件 7

提 案 者	誠新
案 件 名	常任委員会における効率的な質疑について
提案理由	常任委員会の会議時間が、以前に比べて長くなっているが、あまりに長時間にわたると、審議の質にも影響がでると考えられる。 また、個々の委員の質疑時間にも、偏りがみられがちであるため。
概要説明	質疑の効率化を図る手法として、回数制限や時間制限について検討する

案件 8

提 案 者	誠新
案 件 名	予算特別委員会における資料請求について
提案理由	<p>委員会の中での資料請求であるので、基本的には、総括質疑等に使われるものと考えてるが、そうでない請求が多数見受けられ、本当に審議に必要なものなのか疑問に思われる。</p> <p>また、短い時間で請求資料を作成しなければならない執行部に、過度な負担を強いている可能性があるため</p>
概要説明	<p>資料請求については、何でも請求できるというのではなく、あくまで予算特別委員会の審議における資料としての、内容、また提出期限があると考えてるので、改めてルール化に向けて検討したい</p>

案件 9

提案者	志民の会・ミモザりっけん
案件名	議会基本条例の検証と運用の改善
提案理由	<p>施行後 12 年が経過した議会基本条例について、第 13 条に規定されている定期的な見直しが行われておらず、理念と現状との乖離が懸念される。条例の実効性を確保するためには、客観的な検証と必要な改善を行う。</p> <p>早急に改善すべき項目は、議会報告会に関して、議長が必要と認めた場合となっているために、議会報告会が近年開催されておらず、市民への説明責任が十分に果たされていないという弊害に繋がっている。市民の議会活動への理解と参加意識を高めるために、定期的な開催を行えるよう条文の改正を検討する。</p> <p>その他明確に規定されていない「議員間討議」「政策立案能力の強化」「議会局の機能強化」などのテーマについても検討の必要がある。</p>
概要説明	<p>自己評価、第三者評価、市民参画型評価など、多面的な手法を取り入れ、これまでの運用実績と理念との整合性を検証し、必要な運用改善や条例改正を行う。</p> <p>特に議会報告会に関しては、議長が必要と認めたら、ではなく、必ず開催することを書き込み、テーマ別やオンライン形式を含めた柔軟な議会報告会を定期的に行い、市民との対話と意見交換を行う。</p>

案件 10

提案者	志民の会・ミモザりっけん
案件名	会派の構成要件の見直し
提案理由	現行制度では3人以上でなければ会派を結成できず、少人数会派や無会派議員の活動機会が制限されている。議会内の多様な意見を反映するため、柔軟な制度に見直す。
概要説明	2人または1人でも会派を結成可能とし、議会内の多様性を確保するとともに、少数会派や無会派議員の活動機会を保障する。

案件 11

提案者	志民の会・ミモザりっけん
案件名	「休日・夜間議会」開催の検討
提案理由	平日日中開催が基本となっており、現役世代などの傍聴や参加が困難な状況である。多様な市民が議会に関わる機会を創出するため、開催の在り方を見直す。
概要説明	夜間や休日の議会・委員会開催について協議し、制度化に向けた検討を行う。

案件 12

提案者	志民の会・ミモザりっけん
案件名	行政視察の在り方の見直し
提案理由	行政視察の成果が政策提言に十分に結びついていない。視察の透明性と実効性を高め、議会活動の質向上につなげる。
概要説明	行政視察の目的と成果を明確化し、政策提言に反映する仕組みを構築する。

案件 13

提案者	志民の会・ミモザリっけん
案件名	議会役員の選出方法の見直し
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民にとって議長の選出過程が極めて不透明であり、関心の高い議会が進む方向性も見えない。本年の5月臨時会においては候補者がmanifestoの資料配布することすら認められなかった。市民に対して選出過程をオープンにするべき。 ・ 特定の会派、特定の政党の議員ばかりが役職についており、多くの議員の声が議会運営に反映できているとは言い難い。議長、副議長、委員長などの役職は、全て市民のために全議員が経験し、担わなければならない仕事ばかりである。議会全体で議員を育てるという概念が欠如している。
概要説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会役員の選出方法の見直しについては、過去できるかぎり（10年など）遡り、期数と役職経験の有無をポイント制にして図示化し、現状を全議員で共有する。そのうえで、期数の多い議員でかつ役職経験が少ない議員が優先的に役職を経験できるような仕組みを検討する。一例だが、現在は各会派が議長副議長監査の希望のあるなしを伝えているが、この3役が選出されない会派からは必ず委員長を出すなどのシステムを備えている議会もある。参照するべき。 ・ 議長選挙においては、manifesto配布を可能にする。所信表明演説を本会議場において公開とし、現在の時間制限を大幅に緩和するとともに、質疑の時間も十分に確保する。

案件 14

提案者	維新の会・次世代おだわら
案件名	政務活動費の見直し（タブレット導入による政務活動費の見直し）
提案理由	今回4つの提案をした理由は、ここ数年で課題と考えられる事案がメインとなっている。問題山積となる議会において、スムーズな議会運営をするためにしっかりと議論して改善をしていく事項と捉えていくための提案となります。
概要説明	政務活動費の見直しについては、ペーパーレス化により政務活動費内でのコピー機等の請求見直し等が出来るのではないかと考えられるため。

案件 15

提案者	維新の会・次世代おだわら
案件名	委員外議員の発言について
提案理由	今回4つの提案をした理由は、ここ数年で課題と考えられる事案がメインとなっている。問題山積となる議会において、スムーズな議会運営をするためにしっかりと議論して改善をしていく事項と捉えていくための提案となります。
概要説明	今後の小田原市議会の運営にも重要な事項と捉えているため、一度、見直しも含めての議論が必要と考えている。

案件 16

提案者	維新の会・次世代おだわら
案件名	無会派議員の予算、決算特別委員会への参加について
提案理由	今回4つの提案をした理由は、ここ数年で課題と考えられる事案がメインとなっている。問題山積となる議会において、スムーズな議会運営をするためにしっかりと議論して改善をしていく事項と捉えていくための提案となります。
概要説明	今後の小田原市議会の運営にも重要な事項と捉えているため、一度、見直しも含めての議論が必要と考えている。

案件 17

提案者	維新の会・次世代おだわら
案件名	議員に対する議員の質疑について
提案理由	今回4つの提案をした理由は、ここ数年で課題と考えられる事案がメインとなっている。問題山積となる議会において、スムーズな議会運営をするためにしっかりと議論して改善をしていく事項と捉えていくための提案となります。
概要説明	今後の小田原市議会の運営にも重要な事項と捉えているため、一度、見直しも含めての議論が必要と考えている。

案件 18

提 案 者	岩田泰明（無党派）議員
案 件 名	視察費・政務活動費・歳費などの廃止・削減を優先させた定数議論
提案理由	<p>主権者の代表を削減する議員定数削減は、少数意見の排除を意味する。賛成の政治意志を、反対の政治意志を有する者が代替することはできない。逆もしかりである。従って、定数削減は人権民主主義の本質と相いれない。かかる議論が許容されるのは、財政的見地から議会費削減をせざるを得ない場合に局限される。また定数増の場合も、その財源の議論が必要である。従って視察費、政務活動費、歳費などの議会費の削減を優先する必要があるため。</p>
概要説明	<p>国政選挙比例票などに示される本市有権者の政治意志は、多様である。代議制民主主義においては、このような主権者間に存する異なる政治意志が、意思決定の場に正しく代表されなければならない。自らの政治的代表の存在しない場において決定された事柄が正当性を持つことは困難である。</p> <p>代表制民主主義の下で、代議機関の定数は可能な限り多くすることがその決定の正当性を担保するために求められる。</p> <p>そしてこの検討のためにはその費用の議論が不可欠である。</p> <p>本市においては議会における政治的代表の数に直結しない視察費、政務活動費などが相当額ある。これを廃止・削減しないうちに議員定数を削減すること自体が誤りである。</p> <p>従って、定数を議論するためには視察費・政務活動費・歳費などの削減を優先させるものである。</p>

案件 19

提案者	岩田泰明（無会派）議員
案件名	会派制の廃止まで含んだ会派要件緩和（一人会派を認める）
提案理由	主権者の政治参加（定数など）、全議員にかかわる議会改革が会派を構成できる政治的主張の議員に局限される問題の是正のため。
概要説明	<p>小学校一学級の人数に及ばない議員数において、会派制を必然とする客観的・物理的要因はない。全員協議でも運営可能である。</p> <p>これに対し、会派に所属しない議員に対する劣等処遇は、選挙によって主権者代表として信任された議員に対する制約の限度を超えている。従ってその是正を図るため。</p>

案件 20

提案者	議会局
案件名	予算特別委員会の効率的な運営 (説明の簡略化、充実した資料の提出、個別審査における意見のあり方)
提案理由	限られた時間内で効率的に充実した審査を行う。
概要説明	事前の資料提出による執行部(部局長)からの議案説明時間の短縮、予算説明資料の充実化、個別審査における簡潔明瞭な質疑・意見について検討する。

案件 21

提案者	議会局
案件名	デジタル化の推進 (一般質問通告・議会手続・傍聴資料)
提案理由	タブレット導入により議会のデジタル化が推進されたが、効率性及び市民の利便性向上のため、更なるデジタル化の推進を図る。
概要説明	発言通告書のデータ提出(ワード文書等)、各種議会手続のオンライン化の検討、傍聴資料の電子データ配信などのデジタル化の推進について検討する。

案件 22

提案者	議会局
案件名	一般質問通告の見直し (提出時間・質問順の決定方法)
提案理由	一般質問通告の提出締切が 17 時の場合、その後から発言通告書の内容確認を行うため、関係部署の職員は時間外勤務となることが多い。また、質問順については、通告提出の迅速化を図るため、通告順以外の決定方法について検討する。
概要説明	仮通告を行っているため、一般質問通告の提出期限を定例会初日の 17 時から 15 時へと見直す。また、質問順について、通告順ではなく抽選などの方法についても検討する。

案件 23

提案者	議会局
案件名	討論の見直し（通告制）
提案理由	効率的な議事運営を図るため、本会議における討論を通告制とする。
概要説明	本会議当日における討論の有無を事前に確認・整理することにより、効率的な議事運営を図る。また、本会議における討論の有無を確認するため、前日までの事前通告制とすることについても検討する。

案件 24

提案者	議会局
案件名	会議録の暫定版発行
提案理由	<p>近年、会議が長時間にわたる傾向にあり、会議録の校正に時間を要し、短期間での公開が困難な状況となっている。</p> <p>一方で、議員や職員から、直近の会議録における発言内容を確認したいとの声も度々聞かれることから、完成までの間、暫定版の会議録を提示する。</p>
概要説明	<p>会議録が完成するまでの間、校正が途中であることを明示した上で、議員と職員に対してのみ、暫定版の会議録を提示することについて検討する。</p>